

原産地呼称保護（PDO）ワインと地理的表示保護（PGI）ワイン

	原産地呼称保護 (PDO/フランス語で AOP)	地理的表示保護ワイン (PGI/フランス語で IGP)
国内法によるカテゴリー	AOC（フランス） DOC、DOCG（イタリア） DOCa、DO（スペイン） Prädikatswein、QbA（ドイツ） など	IGP（フランス） IGT（イタリア） Vino de la Tierra（スペイン） Landwein（ドイツ）など
産地とワインの関係	固有の自然的・人的要素、特別な地理的環境	品質、社会的評価、その他の特性のいずれか
当該産地の葡萄の使用割合	100%	85～100% （ただし外国の原料は使用不可）
品種	ヴィティス・ヴィニフェラ	ヴィティス・ヴィニフェラ交配種も使用可能
官能審査	必須	任意（産地により必須）

原産地呼称のはじまり

原産地呼称の保護は、15世紀シャルル6世がロックフォール村の人々が独占的ロックフォール（フランス南部のロックフォール・シュール・スールゾン村が原産のブルーチーズ）を製造・熟成することを許可したことに遡ります。シャルル7世の代には、模倣品を作った者を罰する法律も制定されました。

その後1756年ポルトガルでポートワインについての原産地管理法が制定され、世界発の原産地呼称に関する法律の制定となりました。（ドウロ生産地域指定の規制）ワインの品質について細かく本格的な規制が設けられるようになったのは、ワインの成分が化学的に分析できるようになった20世紀以降です。

1923年、フランスローヌ川流域のシャトー・ヌフ・デュ・パフでロ・ワール男爵が立案したものが近代的規制の第一号とされています。栽培法、葡萄品種、アルコール度など条項が列記されており、これがAOC制度の原型とされ、その後1935年にはINAO管轄のもと、各国の規制の手本となるワインの原産地呼称を保証するAOC法が制定されました。

地域には伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が品質に結びついていく製品が多くあります。これらの製品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度が「**地理的表示保護制度**」です。その背景には偽造や粗悪品が横行したことがありました。



ロックフォールチーズ